

住宅用「火災警報器」のご案内

お取り替え時期をご存知ですか？



住宅用火災警報器は、
電子機器のため設置してから

約10年が
商品交換の目安です。

ピューピュー！
火事です！火事です！

※専用リチウムイオン電池(10年寿命)使用の場合。

なぜなら、機器自体の電子部品が**経年劣化**し

寿命や電池切れなどで火災を感知しない恐れがあるためです!!

住宅用火災警報器の『設置義務化時期』と『取替え時期の目安』

住宅火災による犠牲者を減らすために、消防法が改正され、全国一律に住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。
(平成16年6月2日公布・法律第65号、平成16年10月27日公布・政令第324号・第325号、平成16年11月26日公布・総務省令第138号)

	平成16年 10月1日	平成18年 6月1日	平成20年 5月31日	平成23年 5月31日	平成26年 10月	平成28年 6月	平成30年～
新築(東京都以外)		施行		設置して 約10年が 交換の目安です			取替え時期をご確認ください
既築(東京都以外)			既存住宅への設置完了期日は 市町村条例によって定められます※				取替え時期をご確認ください
東京都	施行						取替え時期をご確認ください

※既存住宅への設置は各市町村条例により、原則として平成20年5月31日、遅くとも平成23年5月31日までを期限として、設置の完了期日が定められています。

山田石油でご購入されたお客様に限り

安心の10年間保証!

保証期間中に故障した場合は、無償で新しい機器を送付いたします。

これでお家も
安心だね



けむり当番 薄型 2種 電池式・移報接点なし

パナソニック SHK38455 **3,000円** (税込)

取付工事費は
1個につき

500円 (税込)

お買い求めは

YAMADA

株式会社 **山田石油** (ホーム&エネルギー課)

〒854-0012 長崎県諫早市本町3番10号 Fax 0957-24-2973

Tel 0957-22-1324

担当

火災警報器の取り付け方は？お手入れは？ 設置とメンテナンス

家のどこに取り付ければいいのか？

火災警報器の基本的な取り付け場所は、**少なくとも寝室と、寝室が2階などの場合は階段にも設置が必要とされています。**(寝室が1階の場合は、1階階段や廊下への設置義務はありません。)

取り付け位置は原則として天井または壁に設置、階段も同様に取り付けます。

まず寝室として使用する部屋、避難経路となる廊下や階段に設置し、必要に応じて他の部屋にも設置すると、さらに安心です。



設置義務

1階以外に寝室がある場合には、階段にも取り付けする必要があります。

設置義務

火災警報器は、少なくとも住居内の寝室にあたる部屋に取り付けましょう

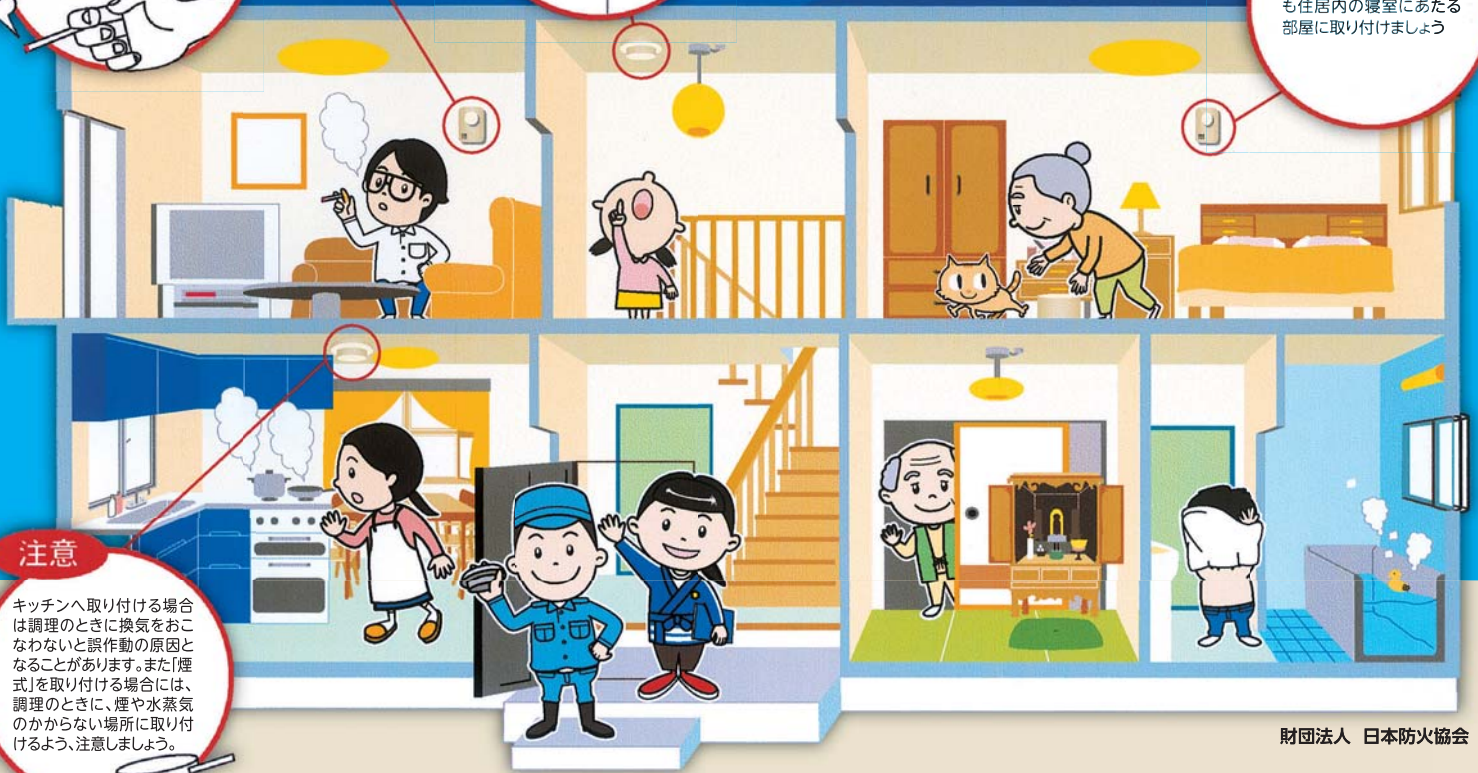
注意

一般的には、日常の喫煙で作動するようなことはありませんが、火災警報器に直接煙をかけるようなことがあれば、警報を発する場合があります。



注意

キッチンへ取り付ける場合は調理のときに換気をおこなわないと誤作動の原因となることがあります。また「煙式」を取り付ける場合には、調理のときに、煙や水蒸気のかからない場所に取り付けるよう、注意しましょう。



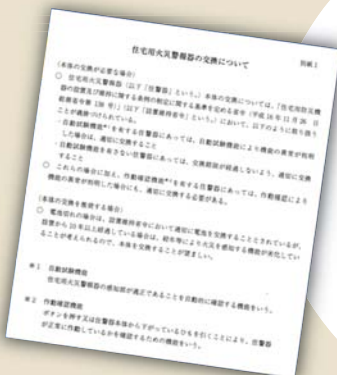
財団法人 日本防火協会

※市町村の条例によって義務設置場所が異なることがありますので、最寄りの消防本部、消防署に確認しましょう。

消防庁通達

電池切れの場合は、設置維持省令において適切に電池を交換することとされているが、設置から10年以上経過している場合は、経年等により火災を感知する機能が劣化していることが考えられるので、本体を交換することが望ましい。

(消防予第30号より)



一般社団法人 日本火災報知機工業会

住宅用火災警報器は10年を目安に交換をおすすめします！
古くなると、電子部品の寿命や電池切れなどで火災を感知しなくなることがあります。

(一般社団法人 日本火災報知機工業会より)